第３章

基本理念と基本目標

## 基本理念

障害者権利条約や障害者基本法などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

私たちの暮らす岐阜市において、市民一人ひとりがこのような理念を持ち、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる心豊かな地域社会を築くため、これまで、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられてきました。

しかしながら、障がいのある人は、今なお差別され、偏見を持たれることがあり、関わらないようにしようとする意識を持たれることもあります。これらの多くは、障がいや障がいのある人に対する理解の不足から生じるものです。

障がいのある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、あらゆる社会的障壁を取り除く必要があります。また、障がいのある人にも障がいを理由とした心の壁があるとすれば、それを取り除く必要もあります。障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らすことは、心豊かな地域社会を形成する上で、とても大きな意味を持ちます。

岐阜市では、国際連合による障害者権利条約の採択以前に策定した第２次計画に「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げて以降、これをもとに障がい者施策の推進を図ってきました。

この計画においても、これを継承し、障がい者施策の一層の推進を図ることにより、障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らす、心豊かな地域社会の形成をめざします。

**誰もが自立してともに暮らすまちをめざして**

「自立」の考え方について

|  |
| --- |
| 「自立」とは、障がいのある人が、他からの助けを受けずに自分の力で生活するということだけではなく、自らの希望により他からの助けを受けて生活するということも含むものと考えます。したがって、自助、互助、公助の３つを組み合わせることにより、障がいのある人が自ら希望する生活をおくることも「自立」と捉えます。また、自ら希望を表明できない場合であっても、そのことをもって「自立」の可能性を否定するものではありません。 |

## 基本的視点

#### 障がいのある人の権利の尊重

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、権利の侵害を防止する必要があります。また、活動を制限している社会的障壁の除去、すなわち、施設や移動、情報のバリアフリー化を推進するなど、環境整備を図る必要があります。

そのため、障害者権利条約や障害者基本法の理念を尊重し、障がいのある人を地域社会の主体としてとらえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

#### 障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援

基本理念の実現に向けては、外見からはわかりにくい障がいなどの特有の事情を考慮する必要のあるものを含め、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることにより、障がいの特性に応じた支援を行う必要があります。また、障がいのある女性や児童などに対しては、複合的に困難な状況に置かれることに留意するとともに、意思表明が困難な障がいのある人に対しては、孤立化の防止等の支援を行う必要もあります。

そのため、障がいのある人の性別や年齢、障がいの特性、状態等、個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

#### 障がいのある人の視点に立った総合的かつ継続的な支援

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が、生涯のあらゆる機会を通じて必要な支援を受けられるよう、福祉、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなどの各分野の施策を総合的に展開するとともに、切れ目のない支援を行う必要があります。また、多様な暮らし方、学び方、働き方等に応じ、可能な限り、障がいのある人自らの決定に基づき支援を受けられるよう、支援に関する情報の提供や相談、意思疎通支援等を行う必要があります。

そのため、障がいのある人やその家族など関係者の意見を尊重し、必要な連携を通じた総合的かつ継続的な障がい者施策の策定・推進を図ります。

## 第３次計画の基本目標の評価

第３次計画では、基本理念「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」のもと、次のとおり、４つの基本目標を定め、それぞれ指標を設定し、障がい者施策の推進を図りました。

#### 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指　標 | 平成25年度  （計画策定時） | 平成28年度  （現状） | 平成29年度  （目標） |
| 生活に満足している障がいのある人の割合 | － | 66.9％ | 68.5％  （平成28年度調査結果） |

※指標は、実態調査において、現在の生活について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合で、目標は、市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査（岐阜市）における同内容の調査と比較し、その割合以上となることをめざしています。

図表３－１　現在の生活への満足感の比較

n

2,382

2,154

※市民意識調査は、平成28年11月に岐阜市民5,100人を対象（回収率42.5％）に実施

【評価】

実態調査結果（58ページ）をみると、障がいのある人がより暮らしやすくするためには、障がいについての周囲の理解や経済的な支援、制度の紹介、相談などのニーズが比較的高いことから、諸手当やサービスなどの情報提供に努め、適切な支援につなげていくとともに、障がいについての理解の啓発を一層推進していく必要があります。

#### 障がいのある人が働きやすいまちづくり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指　標 | 平成25年度  （計画策定時） | 平成28年度  （現状） | 平成29年度  （目標） |
| 障がいのある人を雇用している事業所の割合 | 12.1％ | 14.5％ | 16.5％以上 |

※指標は、毎年度実施する労働実態調査（岐阜市）における結果で、目標は、平成25年度から年１％程度の向上をめざしています。

図表３－２　障がいのある人を雇用している事業所の割合の推移（各年７月31日現在）

（%）

資料：岐阜市産業雇用課

【評価】

実態調査結果（42ページ）を見ると、障がいのある人がより働きやすくなるためには、障がいについての事業主や職場の理解と配慮などのニーズが比較的高いことから、民間企業等への障がいについての理解の啓発を一層推進していく必要があります。

#### 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指　標 | 平成25年度  （計画策定時） | 平成28年度  （現状） | 平成29年度  （目標） |
| 道路の段差や施設の階段などのバリアが多いと感じている障がいのある人の割合 | 19.1％ | 15.8％ | 16.0％以下 |

※指標は、実態調査において、外出時の困りごととして、道路の段差や施設の階段などのバリアが多いと回答した人の合計の割合で、目標は、平成25年度から年１％程度の改善をめざしています。

図表３－３　道路の段差や施設の階段などのバリアが多いと感じている障がいのある人の割合の推移（３年前の調査との比較）

n

2,638

2,211

【評価】

目標は達成したものの、引き続き、公共施設や公共交通施設などのバリアフリー化に取り組み、ユニバーサルデザインを推進していくとともに、障がいのある人に対する配慮の啓発に努める必要があります。

#### 障がいのある人が社会参加しやすいまちづくり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指　標 | 平成25年度  （計画策定時） | 平成28年度  （現状） | 平成29年度  （目標） |
| 差別や偏見を感じている障がいのある人の割合 | 32.7％ | 25.0％ | 32.7％以下 |

※指標は、実態調査において、差別や偏見などを感じることがあると回答した人の合計の割合で、目標は、平成25年度からの改善をめざしています。

図表３－４　障がいへの差別や偏見（３年前の調査との比較）

n

2,536

2,184

【評価】

実態調査結果から見ると、全体的には改善していることがうかがわれるものの、障がいにより状況が異なるなど、依然として十分な状況ではないことから、引き続き、障がいのある人への理解の啓発に取り組み、差別の解消を推進していく必要があります。

## 基本目標

この計画では、基本理念「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」のもと、障がいのある人を取り巻く現状と課題（第２章）や第３次計画の進捗状況を踏まえ、次の３つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

#### 障がいのある人が参画するまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に一層努め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がいのある人に対する虐待の防止など、権利の侵害の防止に取り組みます。

また、生涯を通じて障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいのある児童生徒の教育や療育の段階からの支援の充実を図るとともに、スポーツや文化芸術活動などの社会活動への参加を促進します。

さらに、施設や移動、情報のバリアフリー化に取り組むなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　　標 | 現状（平成28年度） | 目標（平成35年度） |
| 理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合※1 | 26.5％ | 30.0％以上 |
| 配慮等好事例情報提供件数※2 | － | 100件以上 |

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、理解や配慮がありよかったと感じたことがあると回答した人の合計の割合で、設問を設定した平成28年度の実態調査結果からの向上をめざします。

※2 平成30年度から実施する障がい者配慮促進事業等で収集した好事例の情報提供件数で、平成35年度までに累計100件以上をめざします。

#### 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、生活の場を自ら選択、決定するとともに、そこでの生活を持続していく必要があります。

そのため、相談支援体制の充実や障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親なき後などを見据え、適切な対応に努めます。

また、地震や集中豪雨による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みを一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。なお、身近な地域におけるこれらの取り組みを円滑にするため、地域における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　標 | 現状（平成28年度） | 目標（平成35年度） |
| 生活に満足している障がいのある人の割合※1 | 66.9％ | 市民意識調査における生活に満足している人の割合と同程度以上 |
| 地域に向けた啓発活動への参加者数※2 | － | 10,000人以上 |

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合で、市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査（岐阜市）の結果を上回ることをめざします。

※2 平成28年度から実施している障がい者理解啓発推進事業等で実施した講演会等への参加者数で、平成35年度までに累計10,000人以上をめざします。

#### 障がいのある人が働きやすいまちづくり

障がいのある人が、自ら選択した生活の場所で自立した生活をおくるためには、就労が重要となります。

そのため、障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の機会の確保や工賃の向上などよる就労定着に取り組みます。なお、障がいのある人の一般就労を円滑にするため、職場における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めるなど、雇用機会の拡大や職場環境の改善を図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　　標 | 現状（平成28年度） | 目標（平成35年度） |
| 障害者雇用率※1 | 1.8％ | 2.3％以上 |
| 平均工賃(月額)※2 | Ａ型：66,464円  Ｂ型：12,099円 | 全国平均以上 |

※1 岐阜圏域（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡）の民間企業における雇用率で、法定雇用率の達成をめざします。

※2 就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における平均工賃の月額で、全国平均（参考（平成27年度）Ａ型：67,795円　Ｂ型：15,033円）以上をめざします。

図表３－５　障害者雇用率の推移（各年６月１日現在）

（%）

資料：岐阜公共職業安定所

図表３－６　就労継続支援Ａ型事業所における平均工賃（月額）の推移

（円）

資料：厚生労働省、岐阜県、岐阜市

図表３－７　就労継続支援Ｂ型事業所における平均工賃（月額）の推移

（円）

資料：厚生労働省、岐阜県、岐阜市

## 施策体系

３つの基本目標のもと、次の８つの施策分野ごとに20の施策とその基本方針（第４章）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本理念 | 基本目標 | 施策分野 | 施　　　　　策 |
| 誰もが自立してともに暮らすまちをめざして | Ⅰ 障がいのある人が参画するまちづくり | １ 理解の啓発と差別の解消 | 施策１ 理解の啓発と配慮の促進 |
| 施策２ 差別の解消と虐待防止の推進 |
| ２ 教育・療育の充実 | 施策３ 学校教育の充実 |
| 施策４ 療育の充実 |
| ３ スポーツ、文化芸術活動の推進 | 施策５ スポーツの推進 |
| 施策６ 文化芸術活動の推進 |
| ４ ユニバーサルデザインの推進 | 施策７ 施設の利用に関するバリアフリー化の推進 |
| 施策８ 移動に関するバリアフリー化の推進 |
| 施策９ 情報に関するバリアフリー化の推進 |
| Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり | ５ 生活支援の充実 | 施策10 相談支援の充実 |
| 施策11 在宅を中心としたサービスの充実 |
| 施策12 重度化・高齢化等への対策 |
| 施策13 住まいの確保と充実 |
| ６ 保健・医療の提供 | 施策14 保健サービスの充実 |
| 施策15 医療サービスの充実 |
| ７ 安全・安心な地域づくり | 施策16 防災・防犯対策の推進 |
| 施策17 地域・ボランティア活動の推進 |
| Ⅱ 障がいのある人が働きやすいまちづくり | ８ 雇用・就労の促進 | 施策18 一般就労の促進 |
| 施策19 福祉的就労の充実 |
| 施策20 就労定着への対策 |